

小 諸 市 長 小 泉 俊 博 様

小諸市議会議長 山 浦 利 夫 様

小諸市監査委員 塩 川 和 彦

小諸市監査委員 高 橋 公

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定により、次のとおり行政監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査の対象

郵便切手、レターパック、収入印紙等、表示された金額に応ずる価値を当然に持つと認められる証券類
（都市計画課、建設課、上水道課、選挙管理委員会事務局）

2 監査の期日

令和7年2月21日（金）

3 監査の目的及び方法

切手やレターパック、収入印紙等は市の財産であり、地方財政法第8条において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない」と規定され、現金に準じた適正な管理が求められている。

これらの調達、保管数量等を照合し、点検する公金等管理委員会準公金管理指導部会（担当事務局：会計課）の調査に付随し、事務処理の経済性、効率性と併せて管理方法の適正性及び安全性などの視点から検証を行うことによって、良好な管理体制の構築と運用に資することを目的に監査を実施し、物品管理事務を統括する会計課及び各所管課の関係職員から事情聴取を行った。

4 監査の結果（次ページから）

(1) 各所管課の金券類の保有及び使用状況は、次のとおりである。なお、令和6年度分は検査日現在とし、使用率は、使用数を繰越及び購入数で除して算出した。

① 都市計画課

金券類の種類	令和5年度からの繰越数	令和6年度(2/21現在)			使用率
		購入数	使用数	現在保管数	
収入印紙 200 円	1	0	0	1	0.0 %
収入印紙 400 円	1	0	0	1	0.0 %
収入印紙 500 円	1	0	0	1	0.0 %
はがき 63 円	2	0	0	2	0.0 %
郵便切手 1 円	10	0	0	10	0.0 %
郵便切手 2 円	15	0	0	15	0.0 %
郵便切手 5 円	13	0	0	13	0.0 %
郵便切手 10 円	74	0	0	74	0.0 %
郵便切手 20 円	11	0	0	11	0.0 %
郵便切手 50 円	6	0	0	6	0.0 %
郵便切手 52 円	5	0	0	5	0.0 %
郵便切手 84 円	13	0	0	13	0.0 %
郵便切手 100 円	7	0	0	7	0.0 %
郵便切手 120 円	25	0	0	25	0.0 %

② 建設課

金券類の種類	令和5年度からの繰越数	令和6年度(2/21現在)			使用率
		購入数	使用数	現在保管数	
収入印紙 100 円	5	0	2	3	40.0 %
収入印紙 200 円	204	0	106	98	52.0 %
収入印紙 500 円	1	0	1	0	100.0 %
レターパック 370 円	8	0	0	8	0.0 %
レターパック 520 円	5	0	0	5	0.0 %
郵便切手 1 円	2	1	2	1	66.7 %
郵便切手 2 円	7	3	6	4	60.0 %
郵便切手 10 円	115	0	70	45	60.9 %
郵便切手 110 円	0	30	22	8	73.3 %
郵便切手 120 円	45	0	25	20	55.6 %
郵便切手 300 円	0	30	7	23	23.3 %

③ 上水道課

金券類の種類	令和5年度からの繰越数	令和6年度(2/21現在)			使用率
		購入数	使用数	現在保管数	
郵便切手 2円	7	0	0	7	0.0%
郵便切手 10円	13	0	0	13	0.0%
郵便切手 62円	4	0	0	4	0.0%
郵便切手 63円	1	0	0	1	0.0%
郵便切手 80円	1	0	0	1	0.0%
郵便切手 82円	7	0	0	7	0.0%
郵便切手 84円	3	0	0	3	0.0%
郵便切手 100円	2	0	0	2	0.0%

④ 選挙管理委員会事務局

金券類の種類	令和5年度からの繰越数	令和6年度(2/21現在)			使用率
		購入数	使用数	現在保管数	
レターパック 430円	88	40	54	74	42.2%
レターパック 600円	58	60	86	32	72.9%
郵便切手 1円	3	0	0	3	0.0%
郵便切手 2円	6	0	3	3	50.0%
郵便切手 5円	7	0	0	7	0.0%
郵便切手 10円	148	10	7	151	4.4%
郵便切手 16円	0	10	7	3	70.0%
郵便切手 20円	24	0	5	19	20.8%
郵便切手 30円	0	100	98	2	98.0%
郵便切手 40円	0	76	76	0	100.0%
郵便切手 62円	2	0	0	2	0.0%
郵便切手 84円	40	52	92	0	100.0%
郵便切手 90円	2	0	0	2	0.0%
郵便切手 92円	47	0	0	47	0.0%
郵便切手 100円	64	0	2	62	3.1%
郵便切手 110円	0	230	155	75	67.4%
郵便切手 120円	10	0	6	4	60.0%
郵便切手 140円	9	0	1	8	11.1%
郵便切手 180円	0	100	0	100	0.0%
郵便切手 280円	165	0	0	165	0.0%
郵便切手 310円	5	0	2	3	40.0%
郵便切手 500円	63	0	0	63	0.0%

(2) 受払簿の作成状況

切手等の受入れ及び払出しにあたっては、小諸市公文書管理規程第43条において「課長等は、発送する公文書に使用する郵便切手、はがき等の出納を切手等出納簿（様式第8号）により明確にしておかなければならない」と定めている。

監査対象の全所管課において、規定様式による受払簿が作成されており、使用目的及び使用者が特定されるほか、使用者以外の現金取扱員または所属長等の押印によって受け払い枚数の照合確認が行われている。

(3) 保管場所と施錠の状況

切手や収入印紙等の金券類は、換金が容易な性質を有しており、紛失事故や盗難などを未然に防止するという観点から、現金と同様に厳重に保管する必要がある。

保管場所としては、鍵付きのキャビネットや袖机など、対象所管の全課において、勤務終了後の施錠が可能な箇所に保管されている。

(4) 現物残数と受払簿の照合頻度

定期的な突合確認の実施が求められるが、所管課によって「年に1回」「半年に1回」など照合を行う頻度は、一様ではない。

5 意見

(1) 保管及び管理について

保管場所は施錠が可能であり、規定様式の受払簿によって切手類の受け払い数量が管理されている。引き続き、正確かつ適切な記載と残数との照合に努められたい。

なお、受払簿の記載内容と現物残数の突合チェックにあたっては、定期的に複数人によって実施するなど事故が起こりにくい管理体制を整備されたい。

(2) 使用状況について

切手等について、使用実績数量に比べて年度間の繰越数量が過剰と思われる事案が見受けられた。

この要因として、業務上、使用時期や必要数量が不確定のため常備すべき数量の把握が困難なことがあげられるが、年度中の必要数量を適切に見込み、需要に応じた計画的な購入に努められたい。

また、郵便料金の変更等に伴い、現在の料金と合致しない金種の切手類について、円滑に使用する機会を逸し、在庫としてそのまま繰り越され、長期間にわたり保管されている例が見受けられた。使用頻度が低く、長期間保管されている金種について、有効活用を検討されたい。

なお、使用実績のないまま数年間に亘って保管し続けている所管課も散見されることから、切手類の管理体制を全庁的に一元化することも検討されたい。